

発 明 等 取 扱 規 則

(規程第 21 号)

(目 的)

- 第1条 本規則は、豊田工業大学（以下、本学という）の教育職員等及び学生等が行った発明等の取扱いに関する基本的事項を定め、もって学術研究の成果の社会的活用を図るとともに、学術研究の振興に資することを目的とする。
- 2 発明等の取扱いに関する事項は、法令その他別に定める場合を除き、本規則の定めるところによる。

(定 義)

- 第2条 本規則において「発明等」とは、発明、考案及び意匠をいう。
- 2 本規則において「特許等」とは、特許、実用新案登録及び意匠登録をいう。
- 3 本規則において「特許等を受ける権利」とは、特許、実用新案登録及び意匠登録を受ける権利をいう。
- 4 本規則において「教育職員等」とは、学長、副学長、教授、准教授、専任講師、助教、任期付助教、助手、任期付助手及び客員教員、ポストドクトラル研究員、その他受託研究員、受託研修員、受託助手、受託実験助手、招聘研究員、訪問研究員、日本学術振興会特別研究員並びに技術職員など本学において研究に関連する活動を行うすべての者をいう。
- 5 本規則において「学生等」とは、学部及び大学院各課程に在籍する学生のほか、科目等履修生、特別聴講学生、研究生、特別研究学生、委託生、外国人留学生など本学の学則又は大学院学則において学生に準じた扱いを受けるすべての者をいう。
- 6 本規則において「職務発明等」とは、教育職員等が、本学における現在若しくは過去の職務遂行の結果発生した発明等、並びに専任教育職員を除く教育職員等及び学生等が、本学の施設設備を利用し又は本学による費用その他の支援を受けて行った研究の結果発生した発明等をいう。

(委員会)

- 第3条 特許等の権利の承継、専用実施権の設定、通常実施権の許諾、当該諸権利の取扱いその他発明等に関する事項は、研究推進・産学連携委員会（以下、委員会という）において審議する。

(発明等の届出)

- 第4条 教育職員等及び学生等は、その行った研究の成果が職務発明等に該当するときは、別に定めるところにより、必要事項を学長に速やかに届出するものとする。
但し、学生等は、単独で届け出することはできない。
- 2 教育職員等および学生等が、学外者と共同でなした職務発明等についても、前項と同様とする。

(権利の承継)

- 第5条 職務発明等に係る特許等を受ける権利は、原則として学校法人トヨタ学園（以下、法人という）が承継する。
- 2 学外者からの委託研究もしくは学外者との共同研究の結果、教育職員等がなした発明等に係る特許等を受ける権利も、前項と同様とする。
但し、本学が締結した契約等により、前項と異なる定めがあるときには、その定めに従う。

(任意譲渡)

- 第6条 教育職員等及び学生等は、法人に対し、第2条第6項に規定する職務発明等以外の、自らなした発明等に係る特許等を受ける権利又は特許権等を法人に譲渡することを申し入れることができる。
- 2 前項の申し入れ及び受け入れに関する手続は、別に定める。

(出願手続等)

- 第7条 法人は、第4条に基づき届け出のあった職務発明等について、委員会の審議を経てその承継及び出願の可否を決定し、出願を決定したものについては速やかに所定の出願手続を行う。
この手続には、学外者との共同出願を含むものとする。
- 2 前項により法人が承継及び出願しないことを決定した発明等については、その発明等をなした者（以下、発明者等という）にその旨を通知し、当該特許等を受ける権利は、発明者に帰属するものとする。
- 3 第1項による出願手続及び当該発明等に係る技術移転について、発明者等は必要な協力を行うものとする。

(収入の配分)

- 第8条 法人が承継した発明等又は特許等を譲渡或いは実施許諾することにより法人が収入を得た場合には、別に定めるところにより、発明者等にその一部を配分する。

(秘密保持)

- 第9条 発明者及び発明の内容を業務上知り得た関係者は、その発明の内容、並びにこれに関係する事項について、必要な期間中その秘密を保持しなければならない。

- 2 学生等は、本学在学中に知り得た他の教育職員等もしくは学生等に係る発明等その他の秘密について、在学中はもとより卒業・修了後においてもこれを保持する義務を負う。

(規則の改廃)

第10条 本規則の改廃は、研究推進・産学連携委員会及び教授会の議を経て理事長が決定する。

付 則

- 1 本規則は、平成 27 年 4 月 1 日に遡って施行する。

制定	昭和 57 年 9 月 17 日
改正 1 回	平成 12 年 10 月 23 日
改正 2 回	平成 16 年 5 月 24 日
改正 3 回	平成 19 年 3 月 5 日
改正 4 回	平成 24 年 12 月 1 日
改正 5 回	平成 27 年 7 月 22 日